除細動器と AED

https://l-hospitalier.github.io

2**017. 9**

H16.7 厚労省医政局長発各都道府県知事あて連絡。 ①AED を用いた除細動の医行為該当性「医師でないものが反復継続する意思を持って行えば・・違反」の文は看護士、救急救命士を対象とした連絡と思われる。②非医療従事者による AED 使用。 医師法違反とならないための 4 条件 ①医師が見つからないこと ②対象者が意識、呼吸がないこと ③AED 講習を受けていること ④AED が薬事法承認済みであること。病院内では①が該当する場合は医療法違反の疑いが強い。 除細動器の設備がなく医師が AED の使用を行う場合以外は病院内での AED の

出番はない。 当院の除細動 器は単相性(一方向に電流が

流れる)なので体外からの除細動は 300J (W・s)以上のエネルギーを必要とする。 二相性のもの (一回の除細動波形で極性が反転する)では半分のエネルギーで足りるとされる。

のエネルギーで足りるとされる。
【使い方】まず右下の青い
ダイヤルをモニターにする

とパドルを電極とする心電

計として作動し ECG が見える。 心室細動波形を確認 ①360J にセット、ついで ②充電ボタンを押す。充電が完了すれば、ピツピツとアラーム音が鳴り始めるので、電極パドルに導電ゼリーを塗って、心臓を挟むよう

に当て、パドルの前方についている <mark>③通電ボタンを両手同</mark> 時<mark>に押す。</mark>

【除細動の基本は早期除細動】AED の電極を取り出して張り付け、解析結果を待って、AED がエネルギーを250→300→360と上昇させながら除細動を繰り返す間に、脳は確実に破壊が進行する(まだ心臓のほうがもつ)。 まずモニター・モードで心電図を確認→除細動をできるだけ早く行う。

看護師の場合、医師を呼んでモニターモードで細動波形を見せ、慣れていない医師の場合は、除細動の指示を口頭でもらうのが良いと思います。 刑法上の「緊急避難」が該当する可能性あり。